

仕様書

本仕様書は、京都府民総合交流プラザ・京都テルサで使用する都市ガス調達一式に対して、ガスを調達するための方法を定めたものであり、次の条項に従いガスを供給すること。

1. 需給対象

- | | |
|------------|--|
| (1) 対象施設 | 京都府民総合交流プラザ・京都テルサ |
| (2) 需要場所 | 京都府京都市南区東九条下殿田町 70 番地 |
| (3) 業種及び用途 | サービス業(公共施設)
ホール、会議室、体育館、フィットネスクラブ(ジム、プール他)、事務所等 |

2. ガスの概要

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 種類 | 都市ガス 13A |
| (2) 供給熱量 | 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による。 |
| (3) 供給圧力 | 中圧、低圧 |
| (4) 対象メーター | 別表のとおり |
| (5) 特記 | ガスコーチェネレーションシステム(280kW)あり |

3. ガスの使用条件

- | | |
|------------------|--|
| (1) 予定契約最大使用量 | 290 m ³ ／h
(契約最大使用量とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいう。) |
| (2) 予定契約年間使用量 | 537,000 m ³ ／年
各月の詳細は別紙のとおり
(契約年間使用量とは、契約で定める1年間の予定契約月別使用量の合計量をいう。) |
| (3) 予定契約年間引取量 | 375,900 m ³
(予定契約年間使用量の70%以上) |
| (4) 予定契約最大需要期使用量 | 225,000 m ³
(1月定例検針日翌日から4月定例検針日までの使用量の合計) |

4. 供給期間

令和8年4月定例検針日の翌日から令和9年4月定例検針日までとする。

5. 計量及び検針

- | |
|--|
| (1) 前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスマーターの読み等により、その料金算定期間の使用量の算定を行う。 |
| (2) 最大使用量は、一般ガス導管事業者が指定する負荷計測器(以下「販売用負荷計」という。)により算定する。ただし、負荷計測器により算定できないガスマーターの最大使用量はガスマーターの能力(小数点以下切り捨て)の合計とする。 |

なお、負荷計測器の故障等甲又は一般ガス導管事業者の都合により検針値が確定できない場合の精算額算定にあたっては、当該月の販売用負荷計の検針値は用いないものとする。

(3) 検針日は一般ガス導管事業者が定めた日とする。

6. 緊急時の対応・保安確保

受注者は災害発生の防止等に関し、一般ガス導管事業者と連携協力し保安を確保すること。

7. ガス料金の決定

(1) 本仕様書の内容を踏まえ、ガス料金(税抜)の提示を行うこと。

(2) 入札時の料金の算出にあたり、原料価格(LNG90,665 円/t、LPG89,955 円/t)を用いて算出すること。（財務省貿易統計 令和6年9月～令和7年8月）

また、石油石炭税等租税課金は、LNG1,860 円/t、LPG1,860 円/t を用いて算出すること。

なお、経済産業省資源エネルギー庁が実施する補助金等の割引は含まないものとする。

(3) 契約締結における原料費料金は、受注者の定める約款や供給条件等に基づき取り扱うものとする。

(4) ガス使用量が本仕様書記載の契約使用量に対し、過不足となった場合の補償料を規定する場合は、補償料の発生条件や算定式等を提示すること。

(5) 入札時の輸送(託送)料金は、一般ガス導管事業者の入札日時点での託送供給約款(以下、「託送約款」という)を適用する。

なお、一般ガス導管事業者の託送約款が改訂され、託送供給料金が変更になった場合における輸送(託送)料金は、変更後の一般ガス導管事業者の託送約款に定める託送供給料金によるものとする。

8. その他

本仕様書に定めのない事項は、乙の定める約款や供給条件等に従うほか、甲・乙間の協議により定める。

＜別表＞

	使用番号	メーター番号	メーター呼称 (号)	負荷計測器
1	47-00-720-39-2175-4	0091	CR350	あり
2	47-00-720-39-2177-0	0095	CR200	あり
3	47-00-720-39-2179-6	4575	M30GP	あり
4	47-00-720-39-2183-8	2063	M2.5GP	あり